

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【11】
2. 日時：令和2年5月21日 15時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川主任安全審査官※、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官※

実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官（BWR班）※、平田上席監視指導官（BWR班）※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他24名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年4月17日、5月1日、8日及び20日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 保安規定の第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）について、積雪があった場合の対応として除雪が必要になることから、その他自然災害に除雪が含まれることが明確になるよう記載を検討すること。
 - 保安規定の添付2について、保安規定変更に係る基本方針（令和元年8月）では「保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める」としていることから、火災発生時の体制の整備において、BWRの特徴である格納容器の火災感知器の保守管理（原子炉起動、停止時における運用）の位置付けを説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし